

第 1 回長崎県県庁舎整備懇話会

日 時：平成 20 年 7 月 12 日（土）

9：30～11：15

場 所：県庁第 1 別館第 1・第 2 会議室

○司会（知事公室長）皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「第 1 回長崎県県庁舎整備懇話会」を開催いたします。

会長選出まで司会進行を務めさせていただきます。私、県の知事公室の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、金子知事より委員の皆様にご挨拶の交付を行いたいと思います。

芦塚日出美様、安部恵美子様、池原 泉様、一瀬政太様、川添一巳様、川端 勲様、河村紀美子様、菊森淳文様、北村貴寿様、楠田喜熊様、栗林英雄様、後藤誉志様、田上富久様、高石哲夫様、田中登美恵様、峠 憲治様、朝長則男様、中島安盛様、中野勝利様、林一馬様、東園基宏様、蒔本 恭様、松尾忠幸様、松田祥吾様、森本元成様、安元哲男様、吉次邦夫様、脇山順子様。

○司会 それでは、第 1 回懇話会の開催に当たりまして、金子知事からごあいさつを申し上げます。

○知事 皆さん、おはようございます。

きょうは、長崎県県庁舎整備懇話会の開催をいたしましたところ、大変お忙しいところ、しかも、お休みの中にこうしてご出席をいただきましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、このたびは委員にご就任をいただきましたことに対して、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

ご存じのように、県庁舎は昭和 28 年、県警本部が昭和 29 年に建設をされております。したがって、県庁舎はもう 55 年を経過しておるわけでございます。きょう、皆さん方も玄関からお入りになられて、会議場まで来る間に、県庁舎は一部ご覧になっていただいたと思っております。

私が、県議に当選したのは昭和 50 年でございます。当時から大分建物は傷んでおりました。おそらくそれは昭和 28 年、昭和 29 年当時の戦後の混乱期に、しかも、資材不足、そういった中で建設されたわけでございまして、なかなかその後のメンテナンスを見ておりましたも、非常に厳しい環境であったように私も思っておりました。

そういう中で、実は県議会を含めて県の行政の中で、たしか平成元年に県庁舎のこの問題が取り上げられまして、このままではやっぱりだめだと、ちゃんとした機能を持って、そういった県庁をつくる必要があるんじゃないかということで、基金の積み立てがスタートしたわけでございます。以来ずっと基金を積み立ててまいりまして、今 368 億円になっているわけでございます。

その後、平成 6～7 年ごろから、じゃ具体的にどうするかということが議論をされて、同じような懇談会を立ち上げたようでございます。後で詳しく事務局から説明があると思い

ますが。そして、懇談会での結論が出、また議会でも1年以上いろいろと討論して、最終的な結論が出たと。

私が知事になりましたのが平成10年の3月でございまして、知事の引き継ぎの中で、県庁舎移転については魚市跡地と、そういった話をちゃんと引き継いでおりました。

平成10年7月議会に、最初に、きょうお見えになっている野本議員からも県庁舎問題について質問がありまして、平成10年12月議会のときに、具体的に場所の問題について、それは前の知事を含めて議会が決めた場所について、私もちゃんとそれは引き継いでやるんだらうなという確認がありましたから、私はその重み、議会で決まった重み、また、前知事が決めた継続性という意味からも、「そのとおりいたします」という答弁をさせていただいたわけでございます。

その後、あそこは漁港区域でございますので、漁港の計画年度の中で事業をやっていかなきゃいかんということで、平成12年から環境影響調査をして、予算をお願いして、今、着々と完成間近になって、平成21年に完成ということになるわけでございます。

したがって、その間、議会でもいろいろ話がありました。早く基本構想を立てるべきじゃないかと。これは非常に強い意見だった。早く基本構想を立てて、できれば埋め立てが始まる時に必要な基礎工事はやってもいいんじゃないかと、そういったご意見も随分議会でありました。

ただ、私はその当時、計画しておったのが、高架式の立体交差の問題、それから長崎市の区画整理の問題、新幹線の問題、特に新幹線が非常に大きかった。新幹線が来るか、来ないかによって随分駅の状況が変わってまいります。

実は、佐世保市の場合も、新幹線が最初計画されておりました。ところが、残念ながら新幹線が来ないということになったために、あの高架式に早急に取り組むようになったわけです。それは私が平成2年に建設政務次官をしておりましたから、よくわかっております。新幹線が来ないんだったら、区画整理をやって、徹底的に高架式施設でやろうというような、そういうことで新幹線が来ないということがわかったことによって、あそこの佐世保の高架の事業が始まった、そういった経緯もあります。

だから私は、県庁舎の構想を立てる上において、新幹線、そして高架式の問題、また、区画整理、こういったものがある程度形が見えてこない、なかなか構想を立てるのは難しいんじゃないかということ、議会で再三、答弁をさせていただいております。

その具体的に私がお話していた構想が見え始めてきた。それは新幹線がご承知のとおり、今回決定しましたが、3年前に予算がつきました。

3年前に予算がついたということは、新幹線はもう具体的に佐賀県の一部の同意さえいただければ着工ができる。そして、着工したらおおむね10年で新幹線は長崎まで来るという前提の中で、大体一つの計画ができ上がった。これで完成に近づいてきたと。それから高架式の問題も、国のそういった認可もおりる。また、区画整理についても市側も進め始めたということで、絶えず私が議会で言っておった3つの話が、昨年ぐらいから具体的に出てまいりましたので、私としてはやっぱり駅全体のそういう計画が目に見える形で出てきた以上は、県庁舎問題についても具体的に、しかも平成21年には完成するんだから、もう準備にかからなきゃいかんということで、今年の2月に庁内にプロジェクトチームを立ち上げて、そしていろいろ検討をさせていただいた。

もう一つ大きかったことは、長崎県は地震がないから、土木部の連中にもいろいろと聞きまして、この県庁舎はこのまま使えるかといって、私も随分事前にそういった議論をしたことがあるんですよ。何もしなくてこのまま使えるのかと。

平成 16 年に診断をしました。診断の結果が、震度 6 強で倒壊するという話でした。

私は、福岡・西方沖地震が起きた時点で、これは県の建物だけではないかと、高校も早速やりなさいと。また、長崎県は非常に橋が多いです。橋も至急調査しなさいと。先般、NHKで橋の問題が各県で随分取り上げられていましたが、私のところは 2 年ぐらい前から、そういう地震が起こった時点で、こういったものについては準備をしなさいと指示をして、そういったいろいろなものについての調査に取りかかっていたわけでございます。

したがって、そういう調査の結果に基づいて橋の整備もし、また、県の施設の関係、また、県のそういった学校関係についても着々と準備を進めてまいりました。

そういった状況を見きわめながら、我々としては、この県庁舎をどうすべきかという議論が出てきた中で一つのたたき台を出していただいて、いろいろな意見が出ておることはご承知のとおりでございます。

我々としては、これからいろいろな資料を提供しながら、皆さん方のご意見を賜っていききたいというふうに思っておりますし、活発なご意見をいただいて、よい方向を最終的に決定していただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからしばらく、皆さん方は大変お忙しい中で、こういうふうに時間を割いていただくことに対して恐縮をしている次第でございます。しかし、これは、いずれはだれかがやらなきゃならない、避けて通ることができない問題、長崎市自体の全体的な都市計画から考えても、県庁の問題というのは放っておくわけにもいかないし、しかも、耐震診断の結果がそういう厳しいものが出てきた以上は、やっぱりトップにいる人間としては何らかの措置をしないで、何にもしないで放っておいて、もしも何かあったときには責任はだれがとるのかといった問題もありますから、そういうことをちゃんと一つずつやっていくのがトップの責任ということで、私は今これに取り組んでおる次第でございます。

そういった意味で、これからも皆さん方のいろいろな面でのご指導、また、闊達なご意見を賜りながら、よりよい方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○司会 それでは、議事に入ります前に、この県庁舎整備懇話会の設置要綱についてご説明を申し上げたいと思います。

きょうお配りをしております配付資料一覧のうちの 4 番目の資料、右肩に「資料 4」と書いております。そこに「長崎県県庁舎整備懇話会設置要綱」とありますので、ご覧ください。

まず、第 1 条で、設置を定めております。県庁舎の整備に関して、広く県民の皆様のご意見を求めるために設置するということを規定しております。

それから、所掌事務でございますが、懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べていただくということで、「県庁舎整備に関すること」、「県庁舎建設の基本方針等に関すること」、「その他、県庁舎整備等に関し必要な事項」となっております。

委員の皆様は、知事が委嘱する委員 40 人以内ということで、ただいま知事から委嘱状を交付いたしました 37 人の委員の皆様をお願いしております。

任期につきましては、提言をいただくまでと。

それから、組織でございますが、会長、副会長、委員ということで、会長、副会長は、委員の互選によって後ほどご審議いただきたいと思いますっております。

会長につきましては、会務を掌理し、会議の議長となつていただくということになっております。

以下、省略いたします。

以上のような設置要綱になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。大変おそれ入りますが、県議会議員の皆様、報道機関の皆様、会長、副会長の選任、会議の公開についての審議を行いますので、それまでの間は非公開ということにさせていただきます。

おそれ入ります、このフロアに控え室を準備しておりますので、一旦ご退席の上、お待ちいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔県議会議員、報道関係者退室〕

「会長及び副会長の選任について」及び「会議の公開について」は、会議を非公開としたため、審議結果の要旨を記載します。

会長及び副会長の選任について

設置要綱第 5 条の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長を決定

- ・ 会 長 吉次邦夫（長崎県市長会会長、諫早市長）
- ・ 副会長 菊森淳文（(財)ながさき地域政策研究所常務理事）

会議の公開について

委員の協議により、下記のとおり決定

公開・非公開の決定

原則として公開する。

公開方法の決定

- ・ 傍聴は、県議会議員及び報道機関（県政記者のみ）について認める。
- ・ 議事録の公開は行う。ただし、発言者の氏名は公表しない。
- ・ 審議時における写真・テレビ撮影は認めない。

〔県議会議員、報道関係者入室〕

○会長 それでは、議事を再開いたします。

報道機関の皆様方に私の方からお願いがございます。

会議の公表につきましては、原則公開でございます。ただ、傍聴は県議会の先生及び報道機関に限って認めるということにいたしたいというふうに思っております。別途、議事録も公表することに決定いたしました。また、議事録の公表に当たりましては、氏名は非公開ということとさせていただきますので、報道に際しましては、そういったことでどうかよろしくお願い申し上げたいと思います

なお、テレビのカメラにつきましても、一応話をしている段階でずっと回されますといういろいろございますので、その辺は少し遠慮していただきたいというふうに思っております。やはり発表される方々の心理状況もございますので、どうぞよろしくご配慮のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。何かほかにつけ加えることがございますか。

○事務局 会長、そうしますと、ただいまから会長に諮問書を渡させていただきますが、カメラについては頭撮りだけというふうなことで整理させていただいてよろしいでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 それでは、マスコミの皆様、おそれ入ります、カメラについては頭撮りということをお願いします。

それでは、ここで懇話会の吉次会長に対し、諮問をさせていただきます。金子知事が会長に諮問書をお渡しいたします。

〔知事、吉次会長に諮問書を手交〕

○会長 それでは、議事を次に進めさせていただきます。

今の諮問書につきましては、皆様方にご配付をお願いいたします。

〔諮問書配付〕

会長 お手元に諮問書を配付いたしました。それは後で読んでいただきたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議題「(4) 現庁舎が抱える課題について」、県の方から説明をお願いいたします。

○知事公室長 それでは、説明をさせていただきます。

右肩に「資料5」と書いたものがございます。「第1回長崎県県庁舎整備懇話会資料」でございます。「県庁舎及び警察本部庁舎の現状について」ということでお配りをしております。お開きをいただきたいと思います。

まず、1ページの、「現庁舎が抱える課題とその解決」と題しております。

まず、県庁舎の現状でございますが、県庁舎は昭和28年、警察本部庁舎は昭和29年に建設されたということでございますが、一つには、中ほどの(ア)にございますが、庁舎の分散化という問題が生じております。下の方の表をご覧ください。現在、県庁舎が6地区の14棟、警察本部は7地区の2棟、合わせて21棟に分散をしております。昭和63年当時、これは県庁舎整備基金ができた当時でございますが、9棟でございました。2倍以上に分散が拡大をしておるわけでございます。このことによりまして、状況は次のページをご覧ください。

2ページに、本庁の庁舎ごとの所属の配置を書いております。上の方が県庁舎でございますが、2,097人の職員がおります。これが今申しました14棟に分散しておりますが、中でも左側に「借上げ庁舎」と書いているところがございます。日本生命ビルから江戸町センタービルまで5カ所でございますが、ここに入っている職員が、数字を書いておりますが、これを足しますとトータルで321人おります。ですから全庁の職員の15%は、実は借上げの、しかも、お金を出して借りている庁舎に入っているということでございます。同様に警察本部庁舎も810人のうちに36人と15人は借上げ庁舎に入っております。

この結果、3ページを見ていただきますと、これにかかっているお金が、県庁舎、警察

本部、それから会議室の借上げ、駐車場まで含めて1億9,773万7,000円と、毎年約2億円のお金がかかっておるわけでございます。

これは全く補助金等が入らない真水のお金でございます。これは市長さん、町長さん方、真水のお金が毎年2億円というのが、いかに大きい数字かというのはおわかりいただけるかと思えます。

ちなみに、乳幼児の医療費の助成制度というのがございます。これは子どもが生まれてから6歳になるまで、県と市町村で2分の1ずつ負担をして助成をしております。このお金が、県市合わせて毎年約12億円かかっております。県が6億円、市町村が6億円でございます。これが6歳まででございますから、子ども1歳当たり約2億円の医療費の助成がかかっておるわけでございます。

それから、医療の機能拡大のためにドクターヘリというのを運航しておりますが、このドクターヘリの運航にかかっておるお金が1億5,000万円でございます。こういった行政の経費にある中で、庁舎の借上げだけで2億円かかっているという状況を、まずご説明させていただきます。

また、こういう分散している中で非常にわかりにくい、来庁者の皆さんにご不便をおかけしているということもございます。きょう、この会場においでいただくまでに、多分何の案内もなしに、ここにたどり着いていただける方はおられなかったんじゃないかと思えます。県庁の中で、ご来庁の皆さんが道に迷っておられる風景は日常茶飯事でございます。

それから、3ページに航空写真をつけておりますが、警察本部と県庁本庁ですね。例えば県庁の本庁舎から出島の交流会館というところがございます。例えばこの間を職員が往復しますとすると1回5分から10分、余裕を見て15分としたときに、これの行き帰りで例えば30分、8時間の勤務時間のうちに移動だけで30分、これが多くの職員、多くの回数あるわけでございます。この間も人件費は払われておるわけでございます。そういう意味で、執務の効率からも非常に問題がある状況になっております。

以上が、分散化の状況を簡単にご報告いたしました。

次は、4ページをご覧ください。庁舎の狭隘化の問題でございます。

先ほど2億円のお金を出しても非常に狭い庁舎になっております。これは職員の執務室だけではなく、一般の県民に利用していただくスペースもあわせての話でございます。

下の欄をご覧ください。県庁舎と警察本部の一人当たりの面積を出しております。県庁舎で長崎県16.9平米、九州各県の平均は25.3平米でございます。一番狭い佐賀県でも22.9平米でございます。九州平均に比べますと、県庁舎は3割方狭いという状況でございます。この結果、後ほどご案内もいたしますが、玄関のホール、実は椅子が30人分しかございません。148万人の人口に対してホールは30人の椅子しかないわけでございます。そういう意味で、せんだって長崎市長さんもお見かけしましたけれども、市長さんがお座りになる場所がなくて、市長さんも立っておられました。そういう状況でございます。

また、会議場でございますけれども、ご覧のとおり、ここが実は県議会の議場を除けば県庁の中で一番広い会議室でございます。一番広い会議室で、この会議を開いてこういう状況でございます。非常に窮屈な状況でご迷惑をおかけしておりますが、狭隘化の状況もご理解いただけるかと思えます。

それから、6ページでございます。もう一つ駐車場の問題がございます。表に掲げてお

りますが、来庁者用の駐車場が、県庁舎、警察本部合わせて 107 台でございます。九州各県の平均が 317 台でございます。きょう、お車でおいでになった皆さんも多いかと思いますが、きょうは土曜日でございます。また、きょうの会議のために委員の皆様方に専用に駐車場は確保いたしました。そういうことで、きょうはお車でおいでいただけたと思いますが、通常の状態は、左の下の方に写真を掲げているような状態で、非常に慢性の渋滞でご不便をおかけしている。結果として有料の駐車場を利用していただくざるを得ない状況になっております。

それから、7 ページをご覧ください。もう一つ非常に古くなっているという状況がございます。

先ほど金子知事からご紹介いたしましたように、昭和 28 年に建っております。NHK がテレビの放映を始めた年でございます。既に 55 年たっております。県警本部は昭和 29 年でございます。そのために非常に老朽化をしまして、最近の 5 年間だけでも 4 億円の修繕費がかかっております。これは後ほど現場をご案内いたします。よくご覧をいただきたいと思いますが、もう一つ中ほどに書いております。階段と廊下を区画する防火扉も実はないわけでございます。これは万一の場合には、県庁の本館の階段が煙突になってしまうという状況がございます。また、庁舎の中には、一たん火事があった際に逃げ場がない、片方にしか行けないという区画もございます。

老朽化による改修に要した経費につきましては、下に挙げておりますとおりでございます。先ほどの借上げとこの改修とを合わせて、毎年約 2 億 8,000 万円を要しているという状況でございます。

9 ページをご覧ください。

この狭隘化の状況は、実は県議会の皆様にもご迷惑をおかけしております。

県議会では 6 つの常任委員会と 3 つの特別委員会、議会運営委員会がございますが、会議室は実は 2 つしかございません。ここに、きょうお使いいただいているような一般の庁舎の会議室も使っておりますが、それでもこの委員会を会期中に 1 日に全部開くことはできません。6 つの常任委員会を 3 つずつに分けて、いわゆる前半の委員会、後半の委員会ということで、それぞれ 2 日から 3 日ずつ、結局その分、議会の会期も延びておるわけでございます。しかも、その県議会の委員会においては、傍聴のスペースが非常に窮屈でございます。そういったことで、県議会の運営上もご迷惑をおかけしている状況でございます。

10 ページと 11 ページには、今申し上げました資料を数字でお示しをしております。

12 ページをご覧ください。こういった問題がございましたので、実はこの県庁舎の問題につきましては、ずっと解決のための議論がされております。

12 ページの でございます。最初は昭和 46 年でございます。中ほどに県議会に「庁舎建設特別委員会」というのが設置されて議論をされましたが、これは昭和 48 年の石油危機によって一たん中断をしたわけでございます。

それから 13 ページの一番上、今度は昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 12 月にかけて、議会運営委員会の中に小委員会が設置をされました。これについて、引き続きまして 7 行目から 8 行目ぐらい、先ほど知事からもございましたが、昭和 63 年の定例県議会当時、基金創設を求める意見が相次ぎました。当時、県議会におられました伊藤一長前長崎市長な

ども非常に庁舎の現況を訴えられたような経過もございました。ただ、財政的に余裕がないということで慎重な答弁が相次いだわけですが、再三のご要望がございまして、平成元年の第1回定例県議会で、基金をつくるということに相成ったわけでございます。長崎県庁舎建設整備基金の条例というのが議決をされまして、その後14年間にわたって元金を積み立ててまいりました。平成19年度末現在で368億円に上っているわけでございます。

なお、平成15年以降の新たな積み立ては、利息分しか行っておりません。というのは、平成16年度から市町村合併がスタートをいたしまして、これはもう非常に大きな改革でございますので、合併市町村を支援するということで合併基金をつくりました。これは市町村を支援するための基金でございます。この財源として毎年30億円ずつ3年間積み立てたわけでございます。

その後は、実は平成26年に長崎国体が予定をされております。これに対して毎年10億円ずつ積み立てております。そういうことで、県庁舎に回す余裕はなくなっておりますけれども、基金としては残し、その利息を積み立てておる状況でございます。

14ページをご覧ください。

こういった状況の中で、上から2行目、前知事が、「基本構想を平成5年ごろに策定して平成11年にはでき上がる」というスケジュールを公表されたわけでございます。しかし、これもその後の雲仙岳噴火災害の復旧・復興工事の本格化に伴いまして若干遅れましたが、4つ目の段落にございますが、平成6年12月に、広く県民の方々のご意見を聞くために「県庁舎建設懇談会」というのを設置いたしました。平成8年5月にその答申が出されました。「建設場所については、現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想をすべきとの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コストの問題を含めて十分な検討を加えて決定されることを希望する」と、こういう報告がなされました。

それから15ページ。これに対して、県議会も特別委員会を設置されました。平成8年でございます。1年かけて、3つ目の段落、平成9年第1回定例県議会において、特別委員会の委員長からの報告がございました。その内容は、下から6行目でございますが、「建設場所は、長崎市の魚市跡地とする意見が大勢を占めた」と。「一方、県央地域は長崎県全体を考えて交通の利便性に優れておるということで、諫早市、大村市を推す意見もあった」ということでございます。

こういった経過を受けまして、県知事の県議会での表明でございますが、15ページの下から3行目、現在地、魚市跡地、諫早市、大村市、それぞれ検討がされましたが、まず現在地については、庁舎敷地の狭隘さから仮庁舎を必要とすると。その借りに多額の費用が必要であると。実はこれにつきましては、一昨日の県議会でもご議論がございました。現時点で改めてその費用を試算してみましたところ、借上げで仮庁舎を対応するとすると74億円、仮にプレハブをつくとすると83億円という議論もされたところがございます。加えて、仮庁舎は1カ所に集約すると確保が難しい、分散化したものになると、建設期間中に非常にサービスが阻害されると。それから16ページが一番上でございますが、同一敷地内に行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があるといったことから、4行目、第3回定例県議会で、前知事が、「新県庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると

の結論に達した」と。「なお、建設時期、規模等については、国の財政構造改革の集中改革期間後に財政状況を勘案しながら判断していく」とされたわけでございます。

その際に公表されました魚市跡地を選定した理由というのが、16ページの四角に挙げているところでございます。

こういった経過を踏まえて、建設に向けての準備が始まったわけでございます。

17ページでございます。先ほど詳しく知事から経過のご報告をした部分がこのところでございますが、以上のように建設場所を定め、これを明確にした上で、建設予定地の埋立事業に着手することとなりました。

ここは読みながらいってみたいと思います。

具体的には、平成12年度に長崎魚市跡地埋め立ての環境影響評価調査が行われました。続きまして平成14年度には漁港の整備計画に盛り込まれました。

これによりまして、県議会で関係予算の議決承認を経て、国の補助金を受けた国庫補助事業と県単独によって埋め立てを進めてきたところでございます。これにつきましても、後ほど現地をご覧ください。

それで、平成15年12月には、漁港施設用地、そして県庁舎の用地ということを明確にいたしまして、魚市跡地の公有水面の埋立免許のお願いをしたわけでございます。

この出願につきましては、実は地元の長崎市の同意が必要となっております。これに対して平成16年3月に、長崎市議会で議決をいただきまして、これをいただいて長崎市長から埋め立て同意の回答をいただいたわけでございます。

4つ目の段落でございますが、その後、埋立計画の見直しに伴いということで、一旦出願を取り下げたということでございますが、この間の経過をご説明しますと、実はこの埋め立てに対して地元からのご要望が上がってきたわけでございます。あそこの水域の利用者の皆様から、岸壁を後ろに下げしてほしいと、船舶の安全確保のために埋め立ての面積を縮小してほしいと、こういうご要望が上がってまいりました。県としましては、関係要望の皆様と話し合いをいたしまして、一旦、この出願を取り下げました。それで、新たに公有水面の埋め立てを平成17年9月に提出しまして、同じく平成17年12月に長崎市議会から、県庁舎を目的とする埋め立てについて支障がない旨の議決をいただきました。また、この議決を受けて、市長からまた再度、同意をいただいたわけでございます。

この結果、平成18年2月に公有水面の埋め立ての免許がとれまして、埋立工事に着手をいたしまして、いよいよ平成21年度には完了する見込みとなったわけでございます。

この間、この埋立工事につきましては46億円の事業費となる予定でございまして、既に平成19年度までに36億円が投下されております。

なお、この間、当然、県議会においてもさまざまな議論がございました。先ほど知事をご説明したとおりでございますが、建設の時期でありますとか、用途でありますとか、この埋め立ての免許の変更の問題でありますとか、基金の問題でありますとか、いろんな議論がございました。

中でも、先ほどご説明しました基本構想の策定についてやりとりがございました。一部ご紹介をしておりますが、例えば20ページの議会経過の一番上のところでございますけれども、「基本構想の策定について、駅周辺の整備計画が具体的に見えてきた後に策定した方が、周辺の環境により適応した構想ができる」といったことで、この間、駅周辺の整備計

画が具体的に見えること、あるいは建設予定地の条件が整ってくること、こういったことを前提にして、準備を進めつつ、具体的な検討は控えてきたところでございますが、今般、これらの条件が整って、本日ただいま皆様方にご論議をいただく状況になっておるところでございます。

18 ページには、これらの埋め立ての事業費の内訳と現況の写真をおつけしております。後ほどご案内いたします。

それから 21 ページでございます。

この間、実は耐震の問題が非常に大きな問題として出てまいりました。下の表をご覧ください。死者、行方不明者が出た震災だけでも、平成 7 年の阪神・淡路、6,437 の方が被害を受けられました。平成 12 年は東京、平成 13 年の芸予地震、平成 15 年の十勝沖、平成 16 年の新潟県中越、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 19 年 3 月の能登半島、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖、そして今年の 6 月には岩手・宮城内陸地震で 22 名の方が死者もしくは行方不明ということで、現在も行方不明の方がいらっしゃるところでございます。

ご覧のように、ほぼ毎年のように大地震の発生が想定されなかった地域で発生したものでございます。この傾向は、今年の岩手・宮城内陸地震も実は想定されなかった区域に入っておるわけでございます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

こういったことがございまして、平成 17 年 9 月、一番上に四角で囲んでおりますが、中央防災会議の決定がされました。

中央防災会議と申しますのは、会長は内閣総理大臣でございます。

この四角の一番下を書いてありますが、「公共建築物については耐震性確保が求められている認識のもと、強力な公共建築物の耐震化の促進に取り組む」ということが決められたわけでございます。

これを受けまして、(2)長崎県における地震の想定でございますが、平成 17 年 4 月に専門家の委員会を設置いたしまして、地震の想定をまとめていただきました。

平成 18 年 2 月に取りまとめられた結果では、下から 4 行目でございます。「県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、全国の主要な活断層の中でも発生の確率が高いといわれている雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合」でございまして、ここにあるような各地域の震度が予想されるという想定が出されました。

現庁舎の耐震性の問題でございますが、県庁舎、警察本部、それぞれ耐震診断を実施いたしました。

上から 3 行目に、構造耐震指標、これは学校の関係で最近、I s 値という言葉がマスコミ等にもよく出てまいります。これがいわゆる震度の基準でございまして、具体的には建物自体の強さと揺れに対する建物のねばり強さと、建物の形、成形の建物であるのか、非成形の建物であるのか、それから年月がたってどれくらい劣化しておるのかと、こういった 4 つの要素をかけあわせて数値化したのが I s 値でございます。

ここに書いておりますように、下から 5 行目、国土交通省の告示の基準によりますと、この I s 値が 0.3 未満でありますと、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いと。一番下の 0.6 以上であれば危険性が低いとされておるわけでございますが、実は、23 ペー

ジにございますように、県庁舎や警察本部庁舎は、さらに 0.9 以上が基準として求められております。通常の建物の 1.5 倍の強度が求められておるのが防災拠点の特徴でございます。

これに対して、23 ページの一番下の表をご覧ください。これが耐震診断の結果でございます。0.9 なければならないところに対して、ご覧のとおり 0.06 から 0.54 と、いずれも下回っております。

中でも、判定結果をちょっと黒く大きく「困難」と書いておりますが、県庁の本館の 6 階は 0.06。これはもう耐震改修自体が困難と。それから時計塔の部分、警察の東側、ここはもう困難で、取り壊さなければならないという結果になっております。上の文章で書いておるところの下から 3 行目でございます。実はこの警察本部につきましては、取り壊さなければいけない旧館東側というのは、警察本部全体のほぼ 3 分の 1 に当たっておりますのでございます。

25 ページに写真をつけておりますので、ご覧ください。この部分が、耐震改修自体が不可能な部分でございます。それ以外の部分についても、倒壊、崩壊のおそれがございます。耐震改修が必要とされております。

26 ページをご覧ください。

こういった状況の中で、県、警察本部それぞれに大事な役目があるということを書いてあります。2 行目、県においては、情報の収集、連絡、自衛隊への要請、食料・水の確保、警察本部においては、被災者の捜索その他でございます。

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の時に、実際どうだったのかということ詳しく書いてあります。

午前 5 時 46 分に地震が発生して、1 時間後の午前 7 時には災害対策本部がつくられております。その後、午前 10 時には陸上自衛隊に派遣を要請されております。

一番下の段落、兵庫県警察本部は 30 分後に警備本部を設置し、実態把握、被災者の救出・救助、交通規制、地域への部隊投入ということに当たられております。

27 ページにまいりますと、一番上、本庁職員の約 2 割は当日の午後 2 時まで、5 日後には全職員の出勤ということで、非常に膨大な作業を行うスペースを使って復旧・復興作業がされました。

結果、4 万 8,300 戸に及ぶ仮設住宅の確保、建設、被災者の生活再建の支援、16 兆 3,000 億円という復旧・復興対策が実施されましたが、仮に県庁舎が倒壊しておれば、このような対応は不可能であったと考えるところでございます。

実は、倒壊はしておりませんが、スムーズにいったかということと困難を極めたというのが 27 ページのところでございます。

「一方で」というところでございますが、災害対策本部では通信回線の途絶、電気設備の故障等が相次いでおります。まず通信回線については、非常に輻輳したと。通信設備の故障ということで、発信がほとんどできないと。消防庁の行政無線も当日の午後 7 時まで停止したと。それから関係機関との連絡調整が極めて困難になったと。県庁の本庁舎では自家発電に切り替えられたけれども、これ自体が停止したため、午前 7 時 50 分から 4 時間にわたっての停電、災害対策本部ではテレビ等の映像も見られなかったと。災害対策本部では、ほとんどの窓ガラスが割れて、これをふさいだために真っ暗になって、非常灯がと

もるだけになったと。職員は、中に入れないので、壁の裂け目から入室をしたといったようなことで、一番下に書いてありますが、庁舎そのものの倒壊を免れた場合であっても、通信設備、電気設備、家具、内装等が破損した場合には相当の支障を来すということを具体的にご説明しておるところでございます。

これにつきましては、後ほど県庁の電機室の現状等もご覧いただくことにしております。なお、28 ページと 29 ページに災害の場合に県、警察が行わなければならない仕事を書いてあります。

以上、申し述べたことを総まとめにして書いておるのが 30 ページと 31 ページ、これで最後でございます。

申し述べたとおり、30 ページの、現在の県庁舎は 55 年、53 年を経過し、老朽・狭隘・分散化が進行しております。執務室、来庁者駐車場、老朽化、改修費、借上げ経費、非常に大きな問題がございます。

これに伴いまして、これまでの議会等の経過を整理させていただいております。県庁舎特別委員会の検討の結果、前知事の表明、その後の埋立工事の状況でございます。

それから 31 ページに阪神・淡路大震災、福岡県西方沖地震等を踏まえた震災対策の重要性と県庁舎、警察本部の脆弱性を改めて書いてあります。

この結果、31 ページの一番最後だけ読ませていただきます。

「このように、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、分散化、狭隘化、老朽化等により庁舎借上げ費や改修費などに多額の経費を要し、県民サービスや効率的な行政運営に支障をきたしているという課題に加え、全国各地で大地震が発生する中で、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすため、その耐震性と適切な機能整備は喫緊の課題であり、このことを、県民の生命、身体、財産を保護する立場にある県として、何の策も講じずに放置することはできません」という認識をご報告させていただくところでございます。

ご説明は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

カメラの方はもう、すみませんけれども、以上で。(報道・テレビカメラ退室)

以上の説明に対しまして、何か皆さん方からご意見、あるいはご質問等ございませんか。

委員 今、説明をされた内容はごもっともだと理解しております。理解はしておりますが、私も九州各県、それぞれ県庁舎を見ておるんですが、佐賀にしても大分にしても、建築後かなりたっておるんですね。

震度がここにいろいろ記載をされておりますけれども、それぞれの県でも新庁舎建設の動きというのはあっているんでしょうか。

知事公室長 ご報告いたします。近年建設された他県の県庁舎は、ちょっとお待ちください。平成 8 年以降で 6 つの県の県庁舎が建てられております。この中で、今進められておりますのは、栃木県が建設をされておる状況ということで伺っております。その他の県では現在、まだ計画はないと理解しております。

委員 九州ではないんだね。

知事公室長 九州ではございません。それは、それぞれ建設年次がございますので、それによって違いますが。

知事 もう終わっているから。

委員 耐震化が。

知事 古い建物があんまりないでしょう。

委員 佐賀もそうだし、大分もそうでしょう。佐賀は新しいですかね。

知事 あれは本館だけ残しているから。

知事公室長 佐賀、熊本、鹿児島、沖縄、福岡、それぞれ長崎県より新しい建物になっております。

会長 ほかに何か。どうぞ。

委員 ここで発言すべきかどうかわかりませんが、私は、長崎中央地区商店街連合会の会長です。県庁舎整備計画を考えましょうという会を立ち上げました。いろいろとお騒がせをしておりますが。

まずもって、このようなオープンな議論をする場、懇話会をつくっていただきまして、そういう要望を出してありまして、このようにつくっていただきまして、本当にありがとうございます。我々の会も冷静に、そういう意味ではこの場をつくっていただいたことに関して是非常に感謝しております。

我々商店街の者が手を挙げたものですから、どうしても一面的には誤解を与えておりますけれども、我々この地区にいる住んでいる者、住民、それから営んでいる者として、県庁舎整備について情報が出てきたときに、この財政の中でこの税金の使い方は本当にいいんだろうかというのが偽らざるところでございました。

特に、築町とか江戸町は、直接影響を受ける町ですから、必死です。それはやっぱり私たち、仲間として意見を上げるということで受けとめた次第でございます。

昨日の報道で、一昨日の議会でかなり踏み込んだ、魚市跡地への移転ありきのような議論もあったようですが、何とか私たちは、先ほど申しあげました税金の件とかということから、ここでの建て替えはできないんだろうか、それからここでの耐震化はできないんだろうかというのは、素直に私たちは思っております。

また、そのような資料、今、知事公室長の方から、いろんなリスクに対してのお話とともに分散化の費用その他もろもろのご説明がありましたが、やっぱりこれを検討する以上、ここでの建て替えとか、ここでの補強とかということに対して、もう少しご説明とか資料を開示していただきたい。

私たちは、委員の皆さんに広くそういう状況の中で議論をしていただくことをお願いしたいと思っております。

私たちも「考える会」、素人ではございますけれども、懇話会に対して何らかの勉強した資料を提出をさせていただきます。事務局に事前に出させていただきますので、そのときはテーブルに載せていただきますようお願いいたします。以上です。

知事公室長 会議の最後に、今後の経過、議論していただくスケジュール等ご報告しようと思っておったのでございますが、きょうは第1回ということで、まず議論をスタートをさせていただききょうの会議であるというふうに思っています。

そういうことで、これまでの経過でありますとか、現状、その課題、問題点を報告させていただいたところでございます。今後の会議の中で、順を追って、耐震化の問題等々、ご議論を深めていただければと思っております。

会長 よろしいですか。一応、今日はまず第1回でございますので、今の現状を説明し、

今後、よく考えていただいて、次からの会議の中で十分、意見を出していただくということで。またその際には資料も結構でございますから、どうぞ。

何かほかにもございませんか。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、議題の5の今後の懇話会の進め方につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

知事公室長 ただいまご質問がありました件と関連をいたしますが、次回、第2回の懇話会につきましては、今ご質問がございました他県の状況をまず見ていただくかと思っております。具体的には、8月の上旬に熊本の県庁と鹿児島県の県庁をご視察いただければと思っております。

先ほどのご質問で申し上げますと、熊本の県庁は、昭和41年と平成9年に増築をされております。鹿児島県は平成8年に建てられております。それ以外のところで申しましても、福岡は昭和56年、佐賀県は昭和25年から平成3年まで4回にわたって建てられております。大分県は昭和37年から平成5年まで3回にわたって建てられております。沖縄県は平成元年、宮崎県は大正15年から11回にわたって増築がされておるといったような状況でございます。

そういうことで、まず熊本と鹿児島を8月の上旬にご視察をいただいて、それから第3回の懇話会は8月の下旬にでも、今お話がございました耐震改修に絞ってご議論をいただければいかがと思っております。

後には、1月か2月に1回ぐらいずつ、順次議論していただければと思っております。

会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に、何かご質問、ご意見等はございませんか。

委員 ちょっと別の問題になるのかもしれないですけど、やっぱり県民の財産と安全を守る司令塔というふうになることで、私はもう建て替えるべきだと思っているんですが、それと同時に、知事のお話にもありましたけれども、学校の耐震化も必要なことだと思うんですね。

ですから、この懇話会は県庁の建て替え、もしくは建て替えをしない云々だけの話をするのが目的なんでしょうけれども、基本的にはですね。できたら小学校、中学校、高校もあわせて耐震化を進めていけるような話をしていただけかないかなという、これは要望です。

会長 わかりました。

この会議は、県庁舎の整備のための懇話会でございますので、学校の方は別でございます。ですから...

若干私の方から、私は市長会の会長でございますのでお話をさせていただきますれば、この耐震化の場合、その前の時点で診断等が要るんですね。その診断の結果で、どの程度改築したり、あるいは補修したりしたらいいかというようなことがございますので、各市町ではそれぞれ診断をやっております。今現在、長崎県はちょっと遅れているようでございますが、各市町とも精力的にこれをやっていこうということで、今、取りかかっております。

例えば諫早市でございますと、昨年、10カ年計画で約100億円かけて改修していこうというようなことを計画いたしておりますが、若干それをもっと前倒しでやっていこうというようなことで、国の方も、今現在、この3年間ぐらい、2分の1の補助がございまして、

それを3分の2に引き上げるというようなこともございますので、この前、6月の議会では、私どももこの診断に3,000万円ぐらい、1棟当たりやっぱり200~300万円ぐらいかかりますので、3,000万円の診断の経費を計上いたしました。あと2~3年かかると思いますが、その間に、既に学校の建て替えをやっているところもございますし、改修をやっているところもございます。2~3棟ございます。そんなことで、各市町とも今、一生懸命取り組んでいるところでございますので、そういったものは、また、この会とは別でございますので、そういった資料がまとまったものももしも出せるようであれば出してでもいいですけども、そんな状況でございますので、ひとつご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

知事 県の状況について、県の所管について、ちょっと説明をさせていただきます。

知事公室長 県立学校でございますけれども、県立の学校の耐震化の状況だけ、ちょっとご報告いたします。

県立の学校は、高校と特別支援学校、いわゆる盲・ろう・養護学校がございます。現状では、高等学校の耐震化率は54.7%、約55%、特別支援学校は96.5%、約97%という状況でございます。

このうち高等学校につきましては、実は今年(平成20年)から事業を拡充しまして、平成27年までに耐震化を完了するという予定でございましたけれども、さらに耐震化の促進のために、前倒しするところを、今、検討しております。

それから盲・ろう・養護学校につきましては、現在、既に建て替えを予定しているところを除けば、もう耐震化はほぼ完了しておるという状況でございます。引き続き積極的に進めてまいります。

知事 今、中身についてのお話があったんですが、先ほどごあいさつで申し上げましたように、平成17年に福岡の地震がありましたね。それから、県としては、これはやっぱり緊急な課題だということで早速診断に取りかかりました。そして年次計画で、先ほど言ったように、平成27年までにすべて終えるということで計画を立てて、ずっと予算をつけております。

正直言って、県の施設に対する国の補助は、市町村に比べて非常に低いんですよ。一部補助があるものと補助がないものとあるんです。例えば避難校の指定を受けた場合は、一部補助があります。でも、ほとんど補助は、市に比べたらわずかです。それでも、県の財政は厳しいけれども、これはやらなきゃいけないことだということで、早速すぐ診断に取りかかって、それで予算も増やして、平成27年までには仕上げるということで、県庁を建てる、建てないは別として、その当時はまだ県庁の問題は出てきていませんでした。当然、行政の長として、我々行政としてやらなきゃいけないことですから、私どもの責任において取りかかりました。

そして、先ほどもお話がありましたように、平成24年までに前倒しして、すべて県関係は終える予定にいたしております。

委員 今、会長が市の立場でとか口頭で言いましたけど、県庁舎問題というのは、県民の皆さん、県庁舎は、今説明した分で、これは造りかえなきゃいかんというのは理解するんですよ。ただし、県民の皆さんが、県民負担も含めて、大変な物価高の中でいろいろ苦勞しているという状況の中で、今、県庁舎の建て替えかということで、いろんな意見が出て

いるのも事実なんです。

その中で、いわゆる公立の学校の耐震化が本当に進んでいるかということ、長崎県はもう最下位だという報道も出てきている。

その中で、県もこういうふうに進んでおります、市も頑張っております、計画はこうなっておりますと、数字を出してくださいよ。同時に、これも踏まえて論議の対象としていかなないと、皆さんに説明つかないんですよ、やっぱり我々だって。だから、ある程度、計画は計画として、何年度までに耐震化が済む予定だとか、結構だと思っんですよ。でも、それも耐震化として、法律で皆さんの生命と財産を含めて守っていくための基本的な行政としての役割ですから、今進んでいることは出してもらいたい。県庁舎だけ、県警と県庁舎だけが大変なんですよという論議は、これは皆さんの理解は本当に難しいんじゃないかというふうに思っんです。ですから、関係する分としては、私は出せる分は資料的に出してもらいたいなと、資料的に。

昨日も議会では説明しておりました。しかし、説明しておりましたけど、トータルで県民の皆さんに県庁舎を理解してもらわないといかん、やっぱり建て替えなければいかんと。その時に最低限、皆さんが「しよんなかな」と、長崎弁で言えばですよ、そのくらいの理解を得るように、我々の懇話会も皆さんに理解してもらおう論議をしていかなないと、単なる、古いので建て替えんばいかんという論理だけでは難しいのかなという気がしているものですから、今、おっしゃった意見について、そういう内容が出せるようであれば、ぜひ何とか県の立場も、各市町の立場も、代表ですから、できるだけ資料を懇話会にも提供してもらいたいなというふうに思っんですので、よろしくお願ひします。

会長 その辺は、これは県庁舎の整備の懇話会でございますので、おっしゃるように耐震化という意味では同じようなレベルではありましようけれども、その辺は今後、どうですか、事務局の方で。

知事 県の資料はお出しします。別に、ちゃんとした資料があるわけですから。

市町に対しては、改めて先般から、教育庁と行政の立場からお願ひをしておりますので、いつまでにちゃんとした資料を出すようにとお願ひをしておりますので、その計画書が出てきた段階で、それはもう提出して構いません。それはもう別に、資料としてあるわけですから。

会長 今のはいいですね。どうぞ。

委員 先ほど、県庁舎、県警察本部の現状についてご報告いただきました。大体答えが出たような感じがいたしましてですね。

平成6年12月に「長崎県県庁舎建設懇話会」というのが設置されまして、1年7カ月にわたりして、県庁舎の基本的在り方について論議を交わされておりますが、理事者側としては、大体いつごろをめどにこの答えを出してほしいということがありましたら、お示し願ひたいと思っんです。

知事公室長 これはご審議の進行でございますので、いつまでにということ、なかなか先約は難しいのかもしれませんが、年度内、もしくはできるだけ早くご審議をいただければ、できるだけ早くいただければ次の段階。

先ほど申しましたような防災拠点という意味で喫緊の課題となっておりますので、そういう意味では、できるだけ早くご議論いただければ、それはありがたいことだと思ってお

ります。

委員 大体、魚市跡地の埋め立て完了が平成 21 年ですか、でき上がるということですから、めどは、これぐらいには出してくれないかなということはあるんじゃないかなと思うんだけど、その点がわかれば。

知事 基本構想に入ると 2 年ぐらいかかるんですよ、それからまた実施設計ですから。だから、今の埋め立ての 21 年とは並行して基本構想をつくっていったいいわけですし、また、今、地震は頻繁に起こっていますので、当然それは我々としては緊急を要するという考え方を持っております。ここは基本方針を出していただくわけですから、できるだけ早く議論をしていただいて、できるだけ 1 カ月に 1 回ぐらいのペースで開いていただいて、そして、皆さん方の意見の集約をしていただければというふうに思っております。皆さん方のスケジュールの問題もあるかもしれませんが、できましたら 1 カ月に 1 回のペースでやっていただいて、そして早目に出していただければというふうに思っております。

委員 一つ事務局にお願いなんですけれども、私は長崎のじげもんなので、やはり県庁所在地が江戸町にあるというこの歴史的な背景というのはとっても貴重なものだと思っています。なぜ県庁がここにあるのかというその経緯も含めながら、この県庁をもうここから移転した方がいいのか、確かにいろんなこれまでの抱えている問題、ある程度もう結論も出たかなというような感じを受けとめてはいますけれども、でも、やはり江戸町に県庁があるという、ある側面からも、ぜひもう一度県民にも、ここになぜ県庁が建ったのかというその経緯も教えていただきたいと思いますので、それも含めながら、ぜひ資料を提供していただきたいと思います。

会長 わかりました。事務局、何かありますか。

知事公室長 現地の来歴の資料がございますので、次回提出させていただきます。

会長 そういったものを含めて、今から議論するわけでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

委員 せっかく知事がおいででございますから。

この県庁舎の整備に当たって、今、各自治体の動きというのが、九州を含めて国も道州制というのを、九州が大きな焦点になっているようでありますが、今後、道州制になるとき、なかなかわからないのは、今ある単県の県がどういう形で運営されて、どういう機能が行政機能として単県の中に残っていくのかなと。これが見えないものですから、県庁舎をつくるに当たっても、規模はどのぐらいの規模でつくればいいのか、どういう形にすればいいのかというのも、全く意見として言えるだけの材料を持ち合わせていないんですよ。

ですから、今、九州の道州のあり方というのも、3 つぐらいの方法があって、なかなかうまく決まっていらないようですが、その中でも道州制の中で今の単県の役割というんですか、それがどうなるのか。論議をしている当事者、会長さんでございますから、ぜひ。

会長 今からそんなことも含めて、今後…。

知事 じゃ、ちょっと簡単に。

会長 知事がお見えでございますから、せっかくですから、知事さん、一言だけ。

知事 道州制については九州戦略会議の中でやっていただいたわけですが、一応、九州戦略会議の中で最終的な「九州モデル」という案を秋に出すようにいたしております。その時に大体、具体的な像というものが、これは九州としての考え方なんです。おそらく

これは、全国いろいろな団体によっていろんなモデルケースが出てくると思うんですよ。経済界は経済界で出しておりますし、地域のブロックによっては、また四国は四国の考え方があるだろうし、正直言って、これがどういう形になるかというのはまだ見えない。ただ、できるだけ中間をなくしましょうということですから、まず国の地方機関はすべてなくしましょう。いろいろと出先にある局はすべてなくしましょう。そして、なくした後の仕事は道州でやってもらいましょう。できるだけ基礎自治体、言うならば長崎市、佐世保市にできるだけ権限移譲、財源も移譲して、基礎自治体を中心としてやっていって、道州の役目というのは極力少なくしましょうという考え方だと。

ただ問題は、じゃ道州制で、国がやっている事業の中身として、例えば外交だけ国がやるとか、本当に道州が具体的に、例えば教育も福祉もすべてやるんだとか、その辺がなかなか決まっておりますので、これは簡単にいきません、正直言って。

もう一つ、知事会の中でも賛成と反対に分かれております。今のままがいいという考え方もあります。したがって、市町村合併ほどまだ国民に醸成していないというふうに私は思っておりますし、そういう一部の団体では非常に道州制を議論しているけれども、関心は薄い。合併ほどの関心はない。

したがって、10年とかということについても、皆さんはそうおっしゃっているし、国もそう言っているけれども、国のあり方そのものをこれは完全変える、完全に変えますからね、このやり方は。そうすると、国民的な合意を取りつけるためには、今みたいにここでそれぞれ議論するのも結構でしょうけど、これはやっぱり国会でやっていただかなきゃいかん。憲法改正と一緒にですから。憲法改正に匹敵する問題と私は思っていますので、私は当然、いろんな議論が行われて、最終的ないろんなたたき台がそれぞれ出てきたら、国会に、やっぱり憲法改正と同じような基本問題調査会をつくって、その中で本当に与野党一体となって、どうあるべきかということを議論していただく、そして、最終的な成案ができたなら、私は国民の賛否を問うべきと思ってるんですよ。これは憲法改正と同じと思うんです、あり方そのものを変えるんですから。

そこまでやるという手続を考えたときに、憲法改正もなかなかうまくいきませんから、どれぐらいかかるか。そこは別に延ばすために言っているんじゃないくて、それほど大事な問題であるということです。今、正直言って、純粹にやっている人と、いろいろ政局絡みとあるでしょう。そういう政局絡みにこういったものは使ったらいけませんから。そうすると、やっぱり本当に国会の中で議論をしていただくような、そういう場をつくっていくということが、これからそういう手続論がいろいろ具体的に議論されていくと思います。

九州だけモデルをつくって、九州だけ先にやるというのは、一つの国の中に2つの制度をつくるなんていうことは、税法上でどうするかといったら、難しい話になってくると思います、いくらモデルと言ったって。それは完全な道州制にならないんです。それは逆に言うと、役人の思うとおりのモデルケースになってしまうかもしれない。

だから、我々が考えているような、本当に抜本的に変えるという話になってくると、やっぱり部分的なものをやっていくと、かえって大変な問題になるんじゃないかと私は思っているんです。おそらく最終的にはそういう流れになっていくんじゃないかと思っています。

会長 よろしいですか。

委員 今回、諮問事項が3点挙げられておりまして、県庁舎整備に関する以下3つですけれども、ある程度抽象的な表現になっているわけです。議論が、次回、他県庁の視察、あるいは耐震改修についてからスタートするというわけですけれども、できればもう少し、今回の懇話会で議論するポイントみたいなものを、年度内にとりあえずあるとすれば、その中である程度もう少し具体的に挙げていただけないかというふうに思います。

それは、1点はこの懇話会の中での議論がより有効に進むという点と、もう1点は、県と一緒に協議しながら、さまざまな事業を進めてきた立場でもありますし、そういった面でもある程度きちんとした議論は踏まえながら参加をしたいというふうに思いますので、できればもう少し、今日じゃなくてもいいですけれども、少しこのポイントはこういうことですよということを挙げていただければと思います。

委員 今のことに関連するんですが、そのことを言いたかったんです。

諮問事項に、県庁整備、庁舎整備とありますね。今の議論の中に、できるだけ早く提言をしてほしいということで、ある程度の限られた時間内ですよ、この議論というのは。そうしますと、県庁舎整備ということで非常に漠然としていますけれども、このことの中身を、どういう視点できちんと言議しなきゃいけないかということがわからないと、あれやこれや、あれやこれやといろいろと意見ばかり出ましてね。その辺もまとめてほしいということですね。先ほどと同じ意見です。よろしくお願いします。

知事公室長 わかりました。今日は、まず、今後の進め方もということであったものですから、こういう出し方にさせていただきましたが、今後、ある程度、例えば1カ月に1回ぐらい時間がいただけるものといったような前提にしまして、会長さんともご相談をして、今後の議論のスケジュールといったものをお示ししたいと思います。

会長 ほかに。

委員 県庁舎建設の基本方針等に関するということということで、この諮問事項の中にあるわけでございますけど、基本方針等に関するということの中に、長崎市のまちづくりの問題とかと関連をするよというようなことをおっしゃってありました。その背景には、場所の問題ということが基本的にあるんじゃないかなというふうに私は推察するんですが、この場所の問題につきましても議論をしていいのかどうかということですよ。

これは県議会の方で十分に議論をされまして、県議会は県民を代表するということがございます。そこで一定の結論が出されておまして、魚市場跡地が最適であると平成9年にそのことが県議会の中では決められているわけですね。

その県議会の重いものがあることを前提としながら、その上でここでまた場所の問題についての議論を蒸し返すことがいいのかどうかということは、県議会との関係の中で非常に重いものがあるんじゃないかなという感じがするんですが、その点について基本的なご見解をお伺いしておきたいと思います。

会長 よろしいですか、事務局。

知事 昨日、おとといでしたか、大分厳しく県議会でもやられました。議会で決めたことじゃないかと、それを改めてこういった懇話会の中で話をするのかと、場所はまだ決まっているんじゃないかというお話もありました。

私は、その方針はやっぱり非常に尊重せざるを得ないということは先ほどもお話しした

とおりでございます。ただ、十分に県民の皆さん方が周知をしていないというご意見もあると。したがって、一つずつ手続をしながら、最終的に懇話会での結論を出していただくという形を今、考えております。

ということは、私も記者会見でちょっとそういった話を聞かれたので、まず、整理の仕方として、本当に今のままでいいのか、もう何もしないで。お金がもったいないというのは、今のままでいい。じゃ、今のままでいいとしたときに、地震があったときの責任はどうするのかというのがまず第一で、そこで、ちょっと皆さん方に考えていただければ、次の段階に歩いていく。

次の段階にいったときには、それじゃやっぱり何かしなきゃならんと、もしなつたときには当然、耐震でいくのか、それとも新しく建てるのかと。その後の、新しく耐震という話の中で、次は建て替えといったときには、現在地、魚市跡地と、こうなっていくわけですが、ただ、もう魚市跡地で決まっている中で、改めて2回議論をするのはいいかというそういった考え方もあるので、非常にそこが難しいところなんですけど、やっぱり一つずつ復習しながらやっていかざるを得ないのかなというのは、なかなか県民に...

議会では議論しておったんだけど、マスコミもあんまり取り上げませんでした。議論しても、ほとんど記事にも書くことはありませんでした。だから、そういうふうに関日まで10年間の経緯を見ていくと、一つは皆さん方の中に、この懇話会の中に資料をいろいろ出して議論している姿をまた改めて見ていただいて、それからさっきも言ったように、学校耐震の問題とかいろいろありますから、そういった中で最終的な方向づけの中で基本方針を出すというふうに持っていくしかないのかなと。

なかなか難しいと思うんです。この懇話会というのを立ち上げたけど、非常に運営は難しいなと。

正直言って、議会の重みというのは大変なものなんですよ、それから行政の継続性というものを考えた場合。その中で、あえてこういう懇話会を立ち上げたということ、委員に選ばれた皆さん方もやりづらいところはあると思うんですよ、どこまで議論していいのかと。そういう中でこの懇話会ですから、そこは私が今お話ししたところで、非常に厳しい、なかなか説明が十分ではない中ですね、理解をしていただいて、議論をしていただきたいというふうに思うんですね。なかなか難しいんですよ、正直言って、これは。

だって、白紙なんていうことはあり得ないんですよ。それは議会で白紙にしてもらわなきゃいけないんですよ、白紙にするならば。それはそうですよ、手続上、今の行政からいってですね。本当に白紙にするんだったら、議会でまずは白紙ということで、ゼロから。しかし、議会はもう認めているわけですから、そういう議論はないわけですから。

そういう前提の中での話ということもあり、しかし、なかなかこれは難しいところで、その辺の心中を察していただいて、よろしく運営をしていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

会長 よろしいですか。

委員 知事のお気持ちは十分に理解をさせていただきたいと思います。ただ、県議会の重みというのは、当然あるということでございますし、それを覆すことは大変なことだという認識をしなければいけないと思います。

ここにも書いてございましたように、諫早とか大村とかという話もございました。そう

いう中で議論をかなり尽くして、県民にとって便利な場所、県民にとって最適な場所というようなことでの位置づけがなされたということは、十分に皆さん方にもご認識をいただかなきゃいけないんじゃないかと思います。

それから、この懇話会の位置づけということが、これは懇話会で決定したことすべてが、これがそのままいくという話ではないと思うんです。私は、最終的には県議会が決めるということになってまいりますので、あくまでも当局の参考意見というようなことでの受けとめ方になるのかどうか、その辺のところを確認をしておきたいと、そのように思います。

知事 おっしゃるとおりです。

委員 ガス抜きで、前後で必要ないの。

知事 いや、そうじゃないんです。そんなことは考えていません。だから、あくまでも内容は提案ですからね。最終的には議会でやっていただく。

議会の中でもいろんな委員会をつくらうとかといった話もあるんですが、そこはまだ決まっております。

そういうことでございますので、ここはあくまでも私に対する提案、提言をしていただくと。その提言を受けて、知事としてどう判断して議会にかけるかということになると、そういうことです。

委員 今日は知事がお見えになっておりますので、確認の意味ですね。

実は、96年の懇談会のときに提言されたのは、建設規模9万7,000平米ということで出ておりました。その中で、行政棟6万平米、議会棟が1万2,000平米、警察棟が2万5,000平米ということで新聞報道されまして、建設費が大体451億円ぐらいということです。その中の内訳は、行政棟が279億円、議会棟が56億円ですか、警察棟が116億円と試算されました。

最近の報道で、知事は、建物を2万平米減らすと100億円ばかり減ってくると、現在、基金が大体368億円ありますので、基金内でやれるんじゃないかということも言われておりますが、この発言というのはかなり重みがありましてですね、財政厳しい折、こういった発言をされたのかどうか、その点、今後論議する上からひとつお尋ねしておきたいと思っております。

まさにその中身についてここで議論していただくということになると思います。要するに建物の大きさその他について、これぐらいかということについて、県としての資料をいろいろ提出してまいりますので、その中で最終的にはこの案でいいかと。

建設コストについては、これはもう相手があることでございますから、この中で決めるというのはなかなか難しいというふうに思っております。したがって、ある一定の規模的なものについてはこの中で、我々も資料をお出ししながら、そして委員のご意見をいただいて、ある一定の方向づけが出るんじゃないかと思っております。

あの話は、例えばということで話しましたので、そこはご理解いただきたいと思っております。

会長 よろしいですか。

委員 質問なんですけれども、この会自体は、行政当局の方に提言をするということになるんですか。

ということで、先ほど言われた、もう議会で決まっているんですから、議会制民主主義をとるのであれば、こういう会が設置されること自体、もうおかしいのであって、その必

要性が、私がよくこの会自体の性質がわかっていなかったものですから、要望を申し上げるという形ということでもいいんですか。

知事 もともとこういう会というのは、知事がお願いをして、知事の諮問機関として審議をしていただいて、知事に提言をいただくということになるんですよ。

県で決めることは、最終はやっぱり議会なんですよ。それはもう何の審議会でもすべてそうなんです。あくまでも知事とか、または部長とか、そういったところに提言をいただいて、その中で県としてのたたき台をつくって、最終的に議会の方で決めるというのが行政のシステムでございますので、ご理解いただきたい。

委員 全くそのとおりだと思います。

ぜひ、場所の話がやっぱり魚市跡地というようなことで決まっているというようなことでしたけれども、その中に、大村市、諫早市を候補地に推す意見もあったなんて話も書いてあったから、ぜひその辺のところまで含めて検討していただければなと思います。以上です。

委員 先ほどの知事のお話の中に、県庁舎の問題について、県民の皆さんの理解が十分得られていないということで、やっぱりそういう場としてこの懇話会というのは大事じゃないかということなんですね。私もそのとおりと思うんですが、この設置要綱の中の目的にも、「広く県民等の意見を求める」ということもありますし、それから、附属機関等の運営の第5条というのがありますよね。その中に、「県民等から直接意見を聴取することが適当と認められたときは、意見陳述の機会を設けるよう努力する」という1項がちょっと目にとまったんですね。

それで、多くの方々にこの問題について理解と関心とをいただくために、例えば県央とか県北とか、そういうところで広く県民の皆さんといろいろと話をする機会を、そうしますと、先ほどの耐震の問題、学校の問題についても十分そういったところで説明できるんじゃないかなと思いますので、公聴会、対話集会、そういうことについての何かお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

知事 その点については、この会の中で議論していただきたいと思います。

会長 この会が、県民の方々の代表ということでの会でございますので、それはご理解いただきたい。

大体、以上ですか。もう時間も迫ってまいりました。一応、この辺でこの質問は打ち切らせていただきたいと思います。

そのほか何か事務局の方から連絡がございますか。

知事公室企画監 本日は、この後、現地視察を予定しております。事前に、ご参加いただくかどうかいただいておりますが、特に制限はございませんので、可能な方はご参加いただければと思っております。

資料の中に、「資料6」ということで参考資料をつけてございます。ポイントだけ申し上げますと、最初に魚市跡地に行きまして、それから県警本部、この場所に戻ってまいりまして、この建物をご覧いただきます。

知事 できるだけこの県庁の現状を見ていただきたいと思うんですよ。次に建てるころはいつでも、建てる予定の、これは議論するんですが、いつでもそれぞれで見ることができるとは思いますが、一番は今の県庁を見ていただくことが大変大事なことです。

まずはこの県庁を見ていただくようお願いしたいと思います。これには全員、できるだけ参加して現状を見ていただきたい。

知事公室企画監 それでは、最初にこの県庁をご覧くださいということに変更させていただきます。担当の者がご案内いたしますので、順次、ご移動いただければと思います。

なお、お荷物はこの場にとりあえず置いていただきまして、一度、この部屋に戻ってきってから、行ける方は警察本部、あるいは魚市跡地の方に移動いただきたいと思いますので、とりあえずこの場にお荷物を置いていただいたままで結構でございます。

知事 上着も脱いでおいた方がいいですよ、暑いですよ、冷房が入っていませんので。時計塔まで上がるとしたら、8階ぐらいになりますので。

会長 では、この会は一応これで終わらせていただきまして、皆さん方それぞれ視察をお願いしたいと思います。

(閉 会)